

「通信の秘密」に関する3つのアンバンドリングの必要性

○林紘一郎 (Koichiro Hayashi)・田川義博 (Yoshihiro Tagawa)

Keywords : 通信の秘密、検閲の禁止、公共の福祉、知得、漏示・窃用、通信内容、メタ情報

1 目的

本研究は、共著者が共同執筆論文を通じ、あるいは共同研究会を組織して行なった、「通信の秘密」に関する研究をベースにしている。その上で昨今問題となった、① 著作権侵害サイトに対するブロッキングなどの救済手段と「通信の秘密」の在り方、② 積極的サイバー防御 (Active Cyber Defense= ACD) におけるサイバー・インテリジェンスと「通信の秘密」の在り方、の両側面を検討した結果、従来一括りにされてきた「通信の秘密」を最低でも3つにアンバンドルすることを提案し、参加者からコメントをいただくことを目的にしている。

2 方法

本研究の調査・分析方法は、ケース・スタディと比較法的分析の組み合わせである。前①については、2018年初春から社会問題となった、いわゆる「漫画村」事件に端を発する著作権侵害サイト (リーチ・サイトを含む) 問題をケースとして取り上げ、ブロッキングの是非と、「検閲の禁止」あるいは「通信の秘密」との関連性を分析した。②については、先進各国の「通信の秘密」と安全保障の必要性との比較衡量の考え方の現状を整理し、スノーデン事件後の各国の対応を比較した上で、わが国が参考にすべきモデルを模索した。

3 結果

調査・分析の結果、①からは、知的財産法の研究者の多くが「通信の秘密の侵害に当たらない」とする指摘で満足する一方、憲法学者の多くは「検閲の禁止」を侵す、あるいはその意義を失わせる危険がある点に懸念を示していることが判明した。この両者のかみ合わない議論から、「通信の秘密」と「検閲の禁止」は重なり合いながらも分離可能であると考えられた。また②からは、先進各国とも国家安全保障のため「通信内容」と「メタ情報」を区分した上で、両者の利用を法律により規律しており、サイバー・インシデントにも利用されていることが明確になった。中でも英国は、インテリジェンス機関におけるバルク・データの利用を含め、最も広範囲な法を制定している。

4 結論

従来一括りにされてきた「通信の秘密」の概念を時代の変化に対応させるため、① 概念として「検閲の禁止」とは明確に区分し、② 行為態様として、「知得 (利用を含む)」における合法と違法の区別とともに「漏示・窃用」とは切り分け、③ 対象情報として「通信内容」とそれを推認させない「メタ情報 (ログ)」の扱いを区分する、という3つのアンバンドルを提案する。

【主要参考文献】

伊藤真・前田哲夫 [2018] 「サイトブロッキングと通信の秘密」『コピーライト』10月号

林紘一郎・田川義博 [2018] 「サイバー攻撃の被害者である民間企業の対抗手段はどこまで可能か：日米比較を軸に」『情報セキュリティ総合科学』Vol. 10、情報セキュリティ大学院大学

<http://www.iisec.ac.jp/proc/index.html>

田川義博・林紘一郎 [2018] 「積極的サイバー防御と通信の秘密～インターネット時代にふさわしい「通信の秘密」再考～」第39回本学会大会発表

<http://www.jsicr.jp/operation/taikai/39tai-fall-member.html>

